

1. 件名：関西電力株式会社 高浜原子力発電所等の原子力事業者防災業務計画に関する面談について

2. 日時：令和2年11月17日 17:10～18:10

3. 場所：原子力規制庁 3階会議卓

4. 出席者

原子力規制庁

緊急事案対策室 宮地防災専門官、平野室長補佐

(以下、テレビ会議システムによる出席)

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力安全部門 危機管理グループ マネージャー 他3名

5. 要旨

関西電力株式会社より、特重施設の運用を踏まえた通報等の運用の考え方等について、配付資料に基づき、説明があった。

原子力規制庁から、GE29の見直しの考え方を確認したところ、関西電力より、第7回緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合（令和2年9月1日）において示したSA設備のうちタイラインのある格納容器スプレイポンプ又は恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水をEAL判断基準に追加する方針を具体化したものとの回答があった。

原子力規制庁から、関係自治体と協議するとともに、具体的な記載を精査した上で、適切な時期までに必要な手続きを行うよう伝えた。

関西電力株式会社より、適切に対応する旨回答があった。

6. その他

配布資料：

資料1 「「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の改正の施行に伴う通報等の運用について（案）」

資料2 「大飯1，2号炉を対象とした冷却告示の公布に伴う手続きについて」